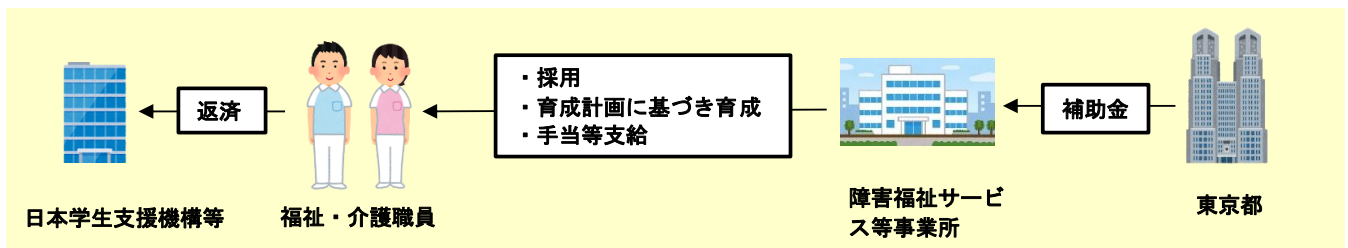


【令和2年度】 障害福祉サービス事業所職員 奨学金返済・育成支援事業

東京都は、障害福祉サービス等を提供する職場で働きながら、奨学金を返済する新卒者等の育成に取り組む事業者を応援します

事業の概要

障害福祉サービス等事業所が、常勤福祉・介護職員として採用（有期雇用を除く。）した新卒者等を育成計画に基づいて育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、在学中に奨学金貸与を受けた職員に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する場合に、東京都が事業者に対して補助します。



対象事業所

次の①、②の2つの要件を満たす、以下の障害福祉サービス等を提供する東京都内の施設・事業所

- 令和2年4月1日現在、「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ（※1）」を取得していること。
- 令和2年4月1日現在、職員に対する「資格取得支援制度（※2）」を有していること。

（※1）介護保険サービス事業者における「介護職員処遇改善加算」とは異なります。

（※2）対象者が介護福祉士資格を受験する場合は、「介護職員初任者研修」「実務者研修」「介護福祉士資格」3つ全ての、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師を受験する場合は、それぞれの資格を対象とする制度であること。

令和2年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合は、対象となります。

対象サービス			
居宅介護	短期入所	就労継続支援(A型)	医療型児童発達支援
重度訪問介護	重度障害者等包括支援	就労継続支援(B型)	放課後等デイサービス
同行援護	施設入所支援	共同生活援助(指定共同生活援助)	居宅訪問型児童発達支援
行動援護	自立訓練(機能訓練)	共同生活援助(日中サービス支援型)	保育所等訪問支援
療養介護	自立訓練(生活訓練)	共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助)	福祉型障害児入所施設
生活介護	就労移行支援	児童発達支援	医療型障害児入所施設

※ 国又は地方公共団体が設置する事業所は除きます。（指定管理者が管理するものは対象）

※ 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する「基準該当障害福祉サービス」、同法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」は除きます。

※ 児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する「基準該当通所支援」、同法第21条の5の17第1項の規定による「共生型障害児通所支援」は除きます。

対象者

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者

(1) 次の①～⑤の要件をすべて満たす者	(2) 次の①～④の要件をすべて満たす者
①令和2年4月1日現在、学校等(※1)を修了又は卒業してから5年を経過していないこと。 ②令和2年1月2日から令和3年1月1日までに補助対象事業者(※2)に常勤の福祉・介護職員(有期雇用を除く)として採用されること。 ③社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師資格をいずれも有していないこと。 ④奨学金を返済していること。 ⑤補助対象事業所に在籍していること。	①平成31年度の本事業の対象者であった者(平成31年度本事業の「確定通知書」の発行を受けた者) ②奨学金を返済していること。 ③補助対象事業所に在籍していること。 ④常勤の福祉・介護職員(有期雇用を除く)として勤務していること。

(※1) 学校教育法に定めがある大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校

(※2) 裏面「対象事業所」を運営する事業者

対象となる奨学金

以下の貸与型奨学金が対象となります。

- ・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)
- ・地方公共団体
- ・学校等(大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校)

対象経費・補助率・上限額

- ・補助対象事業者が奨学金返済相当額として、手当等により支給した額(※)が対象となります。

※補助率 10/10

※1人当たり、年60万円を上限とします(月上限は5万円)。

対象期間

1人当たり5年間を上限とします(条件あり。「補助条件」を参照)。

＜次の4要件をすべて満たした月から、補助対象期間が開始します。＞

- ① 対象者の採用
- ② 奨学金返済手当等制度の創設
- ③ 奨学金返済手当等の支給開始
- ④ 対象者の奨学金返済開始

補助条件

次の(1)、(2)の条件を満たすこと。

(1) 対象事業所は、対象者の育成計画を作成し、対象者に奨学金返済手当等を支給していること。

(2) 対象者は、以下の対象資格のいずれかの取得を目指すこと。

(A) 介護福祉士資格の取得を計画する場合	(B) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の取得を計画する場合
補助対象期間の開始月から ①1年以内に介護職員初任者研修を修了すること。 ②3年以内に実務者研修を修了すること。 ③3年以内に介護福祉士資格を取得していない場合は、4年目に介護福祉士試験を受験すること。 ④4年目に不合格であった場合は、5年目にも介護福祉士試験を受験(可否は問わない)すること。 【特例】平成31年度に初めて対象者となった職員及び令和2年度に初めて対象者として申請する職員 補助対象期間の開始月から ①2年以内に介護職員初任者研修を修了すること。 ②4年以内に実務者研修を修了すること。 ③4年以内に介護福祉士資格を取得していない場合は、5年目に介護福祉士試験を受験(可否は問わない)すること。	＜原則＞ 補助対象期間の開始月から ①3年以内に社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師試験を受験すること。 ②不合格の場合は4年目も受験し、さらに不合格の場合は5年目(可否は問わない)も受験すること。 ＜例外＞ 最短の受験ルートであっても受験資格を3年目に満たさず4年目に満たす場合のみ、4年目からの受験も可とする。不合格であった場合は5年目(可否は問わない)も受験すること。

※ 補助要件等については、毎年度見直しの可能性がありますので、ご了承ください。

＜お問い合わせ先＞ 公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室

電話:03-3344-8513 FAX:03-3344-8593 メール:s-syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問い合わせについては、東京都福祉保健財団 HP に掲載されている「質問票」を用いて FAX 又はメールで送付ください。